

## 非紹介患者初診加算料に関するQ & A

**Q 1** 非紹介患者初診加算はいくらですか？

**A 1** 医科、歯科ともに5,500円（税込）です。

**Q 2** なぜ非紹介患者初診加算料がかかるのですか？

**A 2** 病院と診療所の機能分化を進める観点から、「大学病院などの特定機能病院や、一般病床200床以上の地域医療支援病院を初診で受診する場合に、診療所などからの紹介によらない場合は定額の負担を徴収すること」が責務とされたためです。（当院は200床以上の地域医療支援病院に該当します。）

**Q 3** 初診とはどのような場合ですか？

- A 3**
- ①初めて当院を受診する場合
  - ②当院での診療を患者さんが任意で中止し、3か月以上経過した場合
  - ③過去に当院を受診したことがあっても、その傷病に係る診療が終了している場合
  - ④歯科口腔外科受診者が他の医科を初めて受診した場合、または医科受診者が歯科口腔外科を初めて受診した場合

**Q 4** 市民病院の消化器内科に継続して通院していますが、眼科を紹介状なしに受診する場合は負担はありますか？

**A 4** 当院を受診している方で他の診療科を受診する場合は、ご負担はありません。但し、**A 3**の④に該当する場合は、ご負担いただくことになります。

**Q 5** 紹介状を持参しないと必ず負担する必要があるのですか？

**A 5** 原則、ご負担していただきます。

ただし、次に該当する場合は対象外としています。

①受診後に入院となった場合

※救急車で来院されても入院とならなかった場合は負担していただきます。

②意識が無い状態で救急搬送要請があった場合

※救急搬送要請時から病院に到着するまでの間の意識状態において判断します。

③国の公費負担医療制度の受給者

④地方公共団体の公費負担医療制度の受給者

(子ども医療、母子医療は除く)

⑤ヒト免疫不全ウイルス（H I V）感染者

⑥交通事故、労働災害、公務災害

⑦災害により被害を受けた場合

⑧検診又は健診のための受診

⑨出産の場合

⑩治験協力者

⑪当院の医科と歯科との間で紹介があった場合

**Q 6** 子どもや高齢者でも対象となりますか？

**A 6** 制度上年齢による区別はされていないため、対象となります。

**Q 7** 救急外来を受診する場合は負担はかかりますか？

**A 7** 救急外来を受診された場合であっても、**A 5**に該当しない場合は、ご負担いただくこととなります。